

BCM ニュース <2022 No.5>

企業に求められる救護の対応力向上へ向けた取組み

【要旨】

- 大規模災害発生により事業所で負傷者が発生した場合、事業所は医師や看護師等の専門家の助けを得にくいことが想定されるため、自ら救護活動を遂行することが求められている。
- そのため、予め救護対応の計画を立てておくことは重要であるが、本編では、事前の習得が必要とされる、特に『負傷者搬送』と『応急手当』にフォーカスし、その課題や見直しのポイントを考察する。
- また、策定した救護対応の実効性を上げるために実施することが推奨される救護訓練の実施例を紹介のうえ、訓練のポイントを整理する。

1. 企業における救護対応計画の必要性

“救護”とは、負傷者を救助し、保護・看護することであるため、本来は医師や看護師、救急救命士などの専門家が対応することが望ましい。しかし大規模災害発生時には、119番通報をしても、平時のように救急車を呼び寄せることは困難であるうえ¹⁾、医師や看護師など専門家が常駐している拠点（事業所）も少ないのが現状である。このような現状であっても、企業には従業員の安全確保に全力を尽くすことが求められている。これは単に重要事業の実施・継続と早期復旧の為の人的リソースの確保だけでなく、人的資本の確保と災害時における安全配慮義務の観点からも取組みを進めることが重要である。

一方で、平時には企業が社員に人命救助や救護活動を求めることがないため、突発的に発生する有事に必要な活動ができない可能性は高い。また、昨今ではリモートワーク推進により、自衛消防組織の編成自体が難しい企業もあると考えられる。そのため、自社の出勤状態などを考慮した救護対応の計画（災害時における企業の自衛消防活動や対策本部活動において応急救護や負傷者対応、医療機関への搬送などを規定した計画書や手順書）を立てておくことが望ましい。

しかし、専門家がない企業においては、特に、知見がなければ習得できない事項について計画を立てることは難しい。そのため本稿においては、特に事前に知見の習得が必要とされる「応急手当」と「負傷者の搬送」にフォーカスし、専門家を有していない企業での取組みについて、事例を交えて解説する。

2. 救護対応計画上の課題と見直しのポイント

（1）応急手当

専門家を有していない企業が応急手当を実施するにあたっては、救護対応計画でその内容が具体的に整理されていることが重要である。具体的に整理をすべき事項（課題）と、見直し整理をする際のポイントは、表1のとおり。

表1 応急手当に関する課題とポイント

課題	見直しのポイント
救護備品	準備すべき備品は一律に定めないとされている*ため、事業・作業内容から想定されるケガや病気に沿った備品をあらかじめ協議し準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常で発生しているケガ、体調不良を把握し、見合った備品を用意する（やけどが発生する作業場であれば、冷却のための場所と水、清潔なガーゼなど） ・ 安全管理者や衛生管理者、産業医などに相談する
手当て方法	多くの社員が手当の方法を理解していないため、救護担当者を柱に見聞の習得を目的とした教育を実施し、手当の方法を誰もが理解しやすい形で参照できるように準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当を指導している機関・団体に教育を依頼する（消防署や赤十字社など） ・ 応急手当の方法を記載した書籍等を用いて、アクションカードや手順書にまとめる ・ 手当ての演習を行う
個別の事前準備	社員が個別で準備すべきことがあることを事前に伝え、準備してもらう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の救護活動の限界について周知する（全員で救護活動に参加する必要性が高いことなど） ・ 個別具体的な体調への対応については、かかりつけ医と相談のうえ、社員自身にそろえてもらう（持病への対応、緊急連絡先、帰宅困難時の予備薬の準備など）
救助者の安全	他人の血液や体液による感染症から、救助者の安全を守るための準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所など対応エリアをさだめ、手当てしやすい環境を計画する（換気できる環境、隔離できる環境の設定など） ・ 感染防護具（マスク、エプロン、手袋、消毒液、ゴミ箱など）をそろえる ・ 手当ての演習とともに、救助者としての知識を習得させる（救助する際に必要な言葉かけ、考え方など）
救護体制	リモートワークをふまえた、救護体制を協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同ビル内・他社との協議、協定 ・ ビル管理会社との協議、協定

※（出典）労働安全衛生規則第633条 第2 細部事項 イ）救急用具の内容

（2）負傷者の搬送

専門家を有していない企業が負傷者の搬送を実施するにあたっては、救護対応計画でその内容が具体的に整理されていることが重要である。具体的に整理をすべき事項（課題）と、見直し整理をする際のポイントは表2のとおり。

表2 搬送に関する課題とポイント

課題	見直しのポイント
搬送に必要な人手	担架で搬送する場合、担架を持つ人以外にも、担架の移動ルート上の扉や障害物をよける人員も必要。また、長距離を移動する場合には交代要員も必要になる可能性が高い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所で手当てをする人員と搬送をする人員を分けて配置する ・ 救護を担当していない社員の手を借りる想定をする
搬送備品	搬送用物品とその種類、素材は様々であり、事業所の場所により適切なものを選択する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行が不可能な負傷者の搬送を想定し、担架の準備を検討する ・ 火災や倒壊の危険がある場所から負傷者を搬送するため、備品を使用しない搬送方法を学ぶ（一人で負傷者を引きずる“一人法”、神輿のように2名で負傷者を搬送する“二人法”など） ・ 階段を使用した負傷者搬送を想定する場合には、専用の搬送具の購入を検討する
搬送ルート	事業所のインフラ状況に鑑み、使用するエレベーターや通路、階段を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に使用可能な階段や、自家発電機に接続され稼働するエレベーターを把握する ・ すぐに屋外へ搬送できない場合の待機所を設定する
搬送手段・ルート（屋外）	屋外への搬送が完了したのち、医療機関までの搬送手段を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社有車を使用する場合、運転が可能な人を配置する ・ 可能であれば、負傷者が横になれるスペースのある車種を選定する ・ 付き添った社員が病院から安全に帰社できるよう、水や食料、通信が可能な機器などが入ったバッグを持たせ、帰社や帰宅に安全と思われるルートを示せるよう準備する ・ 社内での急変にそなえ、衛生材料を持参する ・ 公的な車両の走行を妨げず、警察や消防の指示に従う
搬送先	搬送先では最低1名が付き添う事、が望ましいが負傷者本人が会話できる場合ではこの限りでない。なお、搬送先の病院から帰社させる場合には安全に留意し、帰社することが危険な場合（夜間の移動など）はそのまま病院に留まるよう指示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に病院のスタッフの指示に従う ・ 受入れ完了時には社に連絡し、帰社することを伝えさせる

3. 救護対応計画の訓練の必要性

有事に「応急手当」や「負傷者の搬送」の実効性を確保するには、前述の課題への対応が不可欠である。また、救護のための「救急セット」や担架を準備している企業は多いが、実際に他人の手や足に包帯を巻いたり、担架に人を乗せて運んだりする経験が無ければ、計画されたことをスムーズに実行することは困難であろう。したがって、計画したことを有事に実行できるようにするには、訓練や演習を繰り返し実施することが有効である。

なお、訓練を実施するなかで、「一般人が手当てをすることでケガが悪化した場合に責任を問われないのか」といった、法的責任に関する質問があった。結論としては、市民が善意で実施した応急手当の結果について、故意による重大な過失がない限り法的に責任を問われることはない^{2) 3)}。そのため、大規模災害発生時やケガ人を見かけた場合には、その場にある物や人を使い、できる限りのことをしていただくよう伝えた。ただし、法的責任は問われないものの、自分の行為によって他人に損害を与えてしまうような結果は望ましくなく、手当てした社員の心の傷として残ってしまうこともある。また、負傷者を助けるために受傷してしまうようなことも、安全配慮の観点からも防がなくてはならない。そのため、平時から救護対応訓練は繰り返し実施することが重要である。

4. 救護対応計画の訓練事例

(1) 訓練概要

訓練の概要、タイムテーブルは以下のとおり（図1）。訓練手法は実践的な演習を中心に行う。ただし、演習に先立ち、地震発生時にオフィスにおいてどのようなケガが発生しうるかをイメージしていただくため、アイスブレイクとして参加者同士でディスカッションをしたのちに、演習に入ることも有効である。講師は対応方法を説明するにとどめ、ほとんどの時間を演習に費やし、応急救護を担う組織の活動をイメージしてもらうことを柱に進めるよう企画した。

＜概要＞	
(1) 訓練目的	
・地震災害発生時における救護対応（ケガや体調不良者への対応）について学ぶ	
(2) 訓練対象者	
・災害対策本部	人事総務班（救援・救護対応を担当）
・自衛消防隊	応急救護班（自衛消防活動において応急救護を担当）
(3) 訓練形式	
・演習形式（演習の中で一部ディスカッション形式）	

実施事項		時刻
訓練の趣旨		10:00 ~ 10:05 (5分)
本訓練の概要		10:05 ~ 10:10 (5分)
訓練	1. 地震発生後に見られるケガと対応全体像	10:10 ~ 10:20 (10分)
	2. 応急手当の方法（演習）	10:20 ~ 10:45 (25分)
	3. 心肺蘇生法とAEDの使用方法（演習）	10:45 ~ 11:20 (35分)
	4. 搬送（演習）	11:20 ~ 11:45 (25分)
	5. 地域の救護体制のご紹介	11:45 ~ 11:55 (10分)
おわりに		11:55 ~ 12:00 (5分)

【図1】タイムテーブル

(2) 訓練の様子と参加者の感想

① 応急手当

応急手当のパートでは「出血している」という状況を提示し、ガーゼや包帯を実際に他人に使用する体験していただいた（図2、図3）。訓練上の工夫として、幅に差がある包帯を配布したところ、「なぜ幅が違うのか」という質問があった。また、包帯はどうやって巻くのか、傷に対して包帯をどこから巻き始めればよいのかなど、積極的に疑問が寄せられた。考えていたよりも力の入れ方や腕の支え方など難しく、「やってみないとわからないものですね」との感想があがった。



【図2】止血手当の演習



【図3】止血手当の説明



【図4】簡易担架の組立て



【図5】搬送演習

②負傷者の搬送

負傷者の搬送は、実際に配備されている簡易担架を組み立てる体験とし、ドアを開けて会議室を出てUターンするという短い距離の搬送体験とした(図4、図5)。搬送を担当した参加者からは「比較的簡単に組み立てることができた」「この担架で階段を下るのは絶対に無理だ」「長距離の移動は重くて無理だ」という意見が出た。また、負傷者役として担架に乗った参加者からは「非常に怖かった」という意見が得られた。

5. 救護対応計画の訓練実施のポイント

紹介した応急手当の訓練の内容は、包帯を巻く、ガーゼを当てる程度のものであった。しかしながら包帯一つとっても、それをどう扱えばよいのかについては、実際に「巻く」という行為をしなければ疑問すら浮かばないのが平時の状態なのである。高度に専門的な内容を扱う必要はなく、簡単なものを題材とし、実際にやってみるような時間を設けることが重要である。

また、負傷者の搬送訓練のように全員が体験できないものについては、デモンストレーションに参加した人の感想をその場で全員に共有することがポイントである。訓練後のアンケートで回収する予定であっても、その場で共有いただく時間を取ることをお勧めする。その場での感想の共有は、搬送を体験していない参加者の代理体験につながり、「搬送備品はこれでよいのか」「新しいものを購入す

べきか」「搬送を担当するメンバーは何人必要か」といった、救護対応計画立案や見直しにつながる対話の発生を促進できる。

かかる救護対応訓練が必要であることは、多くのお客様にご理解いただけていると考えている。しかし新型コロナウイルス感染症の影響もあって、ここ数年の教育・訓練実施が難しくなっているとも考えられる。まずはオフィスから屋外へ搬送するまでをイメージするために、設置している担架を持って搬送経路を歩いてみてはどうだろうか。これだけでも具体的な搬送経路が思いついたり、障害物となるものが明らかになることもある。まずは救護活動で使用すると計画しているものを担当者全員でさわり、使ってみることから始めていただき、より実践的な計画の立案、見直しへつなげていただきたい。

本稿が貴社の今後の取組みの一助になれば幸いである。

<参考文献>

- 1) 平成24年4月 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会『大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について』https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento004_01_houkoku.pdf(2023年3月5日時点)
- 2) 岡山市ホームページ『応急手当をした後、法的責任は問われないの?』https://www.city.okayama.jp/faq/faq_detail.php?frmId=173 (2021年11月15日時点)
- 3) 総務省消防庁ホームページ『よくある質問』<https://www.fdma.go.jp/about/question/cat2/#000119>(2023年3月5日時点)

MS&AD インターリスク 総研(株)

リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメント第二グループ
上席コンサルタント 紙谷 あゆ美

MS&ADインターリスク総研株式会社は、MS&ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS&ADインターリスク 総研(株)

リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメント第一・第二グループ

千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8918 (第一グループ) /03-5296-8958 (第二グループ)

FAX:03-5296-8941

<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright MS & ADインターリスク総研 2023